

競争入札設計図書等に関する回答書

令和7年7月18日

福島県相双建設事務所長 佐藤 敬

工事（委託業務）番号	第 25-41370-0181 号
工事（委託業務）名	道路橋りょう整備（再復）工事（盛土）
質 問 事 項	
<p>1. 当該工事の施工に際し、約30%の区域内に既発注済施工中の工事により発生している大量の土砂(岩石)が堆積されているため、これらを元の地山面まで撤去・移動しないと施工困難な状態となっています。これらに係る費用及び施工日数については設計変更の協議対象となりますでしょうか。ご教示願います。</p> <p>2. 当該工事は他工事からの流用土を受入れ敷地造成工(盛土)を行いますが、トンネル工事の流用土が盛土材の規格を外れる岩塊であった場合、クラッシャー(破砕機)に係る費用及び施工日数については設計変更の協議対象となりますでしょうか。ご教示願います。</p> <p>3. 現在設置されている工事用道路(急登坂路)は敷鉄板が敷設されておりますが、スベリ止めやズレ止めが施されていないことから、一時的なものであると認識しております。縦断勾配や幅員等、構造面で降雨時や冬期のスリップ事故等も危惧され、大量の工事残土を搬送するためには、これらの要因を排除することが重要であると考えられます。よって、今後、現工事用道路の構造見直しや誘導警備員増員等の予定はございますでしょうか。ご教示願います。</p> <p>4. 当該計画敷地内に生育している約1000本の樹木(松)と、既に伐採された樹木(幹・枝)がございますが、これらの処分については当該工事内容に含まれますでしょうか。また、そのようになる場合は設計変更の協議対象となりますでしょうか。ご教示願います。</p> <p>5. 南東側に計画されている管理通路に隣接する民地際に植栽されている樹木枝が計画幅員内に伸張しているため、工事に支障が生じるものと考えられます。これらの対処方法についてはどのようになりますでしょうか。ご教示願います。</p> <p>6. 当該工事の工種条件は「時間的制約を著しく受ける」である認識でありますが、施工第0-0007号表をはじめとする市場単価及び標準単価の多くが「時間的制約を受けない」条件となっております。どちらの条件が正となりますでしょうか。ご教示願います。</p> <p>7. 採用単価表F1006 浮子弁付ウィープホールについて、「TM-50」または「TM-75」など規格の詳細をご教示願います。</p>	

8. 採用単価表 F0862 合成樹脂ネットについて、引張強度など規格の詳細をご教示願います。
9. 採用単価表 T1004 PC 鋼材について、「1～3m 未満」、「3～4m 未満」など何 m の規格の資材となるかご教示願います。
10. 採用単価表 T1005 ウィープホールについて、規格の詳細をご教示願います。
11. 施工第 0-0015 号表バックホウ運転のバックホウの積算上の規格や性能についてご教示願います。

回 答 事 項

1. 現地踏査及び施工計画策定により必要と考えられる施工費等については、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づき、協議の対象とします。
2. トンネル工事の流用土における盛土材の規格を外れる岩塊の粒径処理については、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づき、協議の対象とします。
3. 現地踏査及び施工計画策定により必要と考えられる安全対策については、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づき、協議の対象とします。
4. 現地踏査の結果、当該工事の完成に支障となる樹木の処分については、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づき、協議の対象とします。
5. 現地踏査の結果、当該工事の完成に支障となる樹木枝の処分については、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づき、協議の対象とします。
6. 「時間的制約を著しく受ける」が正となります。
施工第 0-0007、0008、0011、0018、0043、0066 号表について、電子閲覧システムの設計図書「kinnuki002」「suuryou001」を修正しましたので、ご確認願います。
7. TM-50 です。
8. 引張強度 4900N/mm です。
9. 5～8m 未満です。
10. TS 式ウィープホールφ50 です。
11. 山積 0.8m³ です。

※福島県測量等委託業務条件付一般競争入札試行要領(平成 20 年 3 月 28 日付け 19 財第 7998 号)及び農林水産部又は土木部が所掌する測量等の請負契約に係る指名競争入札事務処理手順(平成 20 年 3 月 28 日付け 19 財第 7986 号入札改革グループ参事通知)に基づき使用する場合は、工事を委託業務に改めること。